

学校感染症罹患証明書記入のご依頼

学校保健安全法19条の規定により、学生が学校感染症に罹った場合は、本人の療養と他者への蔓延、流行を防ぐため、医師の許可が出るまで措置をとることになっています。

ご多忙のところお手数ですが、下記証明書にご記入くださいますよう宜しくお願い致します。

学校感染症罹患証明書

氏名: \_\_\_\_\_

(学籍番号: \_\_\_\_\_)

学校感染症一覧(H21.3.31現在)

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

病名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

以上、証明します。

平成 年 月 日

病院名

医師名 \_\_\_\_\_

学生は、病院受診後保健室へ連絡してください。

登校開始日に、必ずこの証明書を持って保健室まで来てください。

保健室: \_\_\_\_\_

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	・エボラ出血熱    ・クリミア・コンゴ出血熱    ・痘そう ・南米出血熱    ・ペスト    ・マールブルグ病 ・ラッサ熱    ・急性灰白髄炎    ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る) ・鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1 であるものに限る) ・新型インフルエンザ等感染症 1 ・指定感染症 1    ・新感染症 1	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん(ふうしん、三日はしか) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核	解熱後2日を経過するまで 2 特有の咳が消失するまで 2 解熱後3日を経過するまで 2 耳下腺の腫脹が消失するまで 2 発疹が消失するまで 2 全ての発疹が痂皮化するまで 2 主要症状消退後2日経過するまで 2 伝染の恐れがないと、医師が認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎(ものもらい) 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ( 容連菌感染症    手足口病    ウイルス性肝炎 伝染性紅斑(りんご病)    ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) )	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで  状況によっては、出席停止などの措置が必要になりうる感染症の例
1・・・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。 2・・・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。		